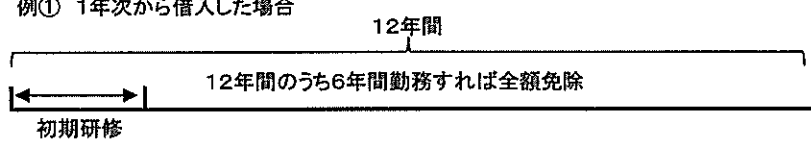
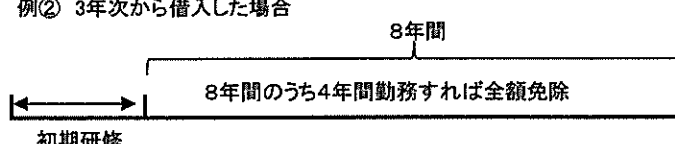



宮城県医学生修学資金貸付制度(平成29年度)の概要等について

H30.2.8現在

	一般枠	東北大学枠
1 対象者	全国の大学医学部または医科系大学に在学し、大学卒業後医師として宮城県知事が指定する医療機関(自治体病院等。ただし仙台市内を除く。)に勤務する意思を有する学生	東北大学医学部3年次に在学し、大学卒業後医師として宮城県知事が指定する医療機関(自治体病院等)に勤務する意思を有する学生
2 募集人員	15名	33名
3 貸付期間	最大6年	4年(3年次貸付のみ)
4 貸付金額	月額20万円	月額10万円
5 償還免除	<p>①大学1年次から2年次に貸付決定となった者 大学卒業後、貸付期間の2倍の期間内に、初期研修期間を含み貸付期間に相当する期間を知事が指定する医療機関で勤務したとき、全額免除となる。</p> <p>②大学3年次から6年次に貸付決定となった者 大学卒業後、初期研修期間に貸付期間の2倍の期間を加えた期間内に、初期研修期間を除き貸付期間に相当する期間を知事が指定する医療機関で勤務したとき、全額免除となる。</p> <p>※②の取扱は平成28年度から適用。それ以前は貸付決定年次にかかわらず①の取扱となっている。</p> <p>例① 1年次から借入した場合</p>  <p>例② 3年次から借入した場合</p> 	<p>大学卒業後、貸付期間の2倍の期間内に、初期研修期間を含み貸付期間に相当する期間を指定医療機関で勤務したとき、全額免除となる。 2年を限度として、東北大学病院における初期研修、後期研修及び東北大学大学院医学系研究科在学期間も指定医療機関で勤務したものとみなすことができる。</p> <p>例③ 東北大学枠の借入の場合</p>  <p>※東北大学病院勤務2年間(初期研修も含む)も勤務対象</p>

宮城県の制度は一般枠・東北大学枠ともに、借入期間と同期間、知事が指定する医療機関以外で勤務することが可能

<他県制度との比較>

①「借入期間×1.5倍の勤務が主流」、②「初期研修を義務履行に含める場合・含めない場合もどちらも有」③「猶予期間の設定がまちまち」